

平成 30 年 10 月

事業者 各位

名古屋市環境局事業部
廃棄物指導課長
(公印省略)

PCB 使用安定器の保管・所有に関する調査について (依頼)

平素は本市の環境行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) 廃棄物の処理促進に向け、PCBを含有している変圧器、コンデンサー、安定器等やこれらが廃棄物となったものの把握のため、その保管・所有に関する調査を進めているところです。

PCB使用安定器の保管又は所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (以下「PCB特別措置法」という。) に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、期限内に処分を行わなければなりません。

名古屋市内でPCB使用安定器を保管又は所有している事業者は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) の北九州PCB処理事業所で、平成33年3月31日までに、PCB使用安定器の処分を行わなければなりません。

このたび、本市では、PCB使用安定器の保管・所有に関する実態を把握し、期限内の処分完了に向けた今後の施策に役立てるため、本調査をお願いする次第です。

本調査は、「名古屋市内の昭和52年3月以前に建築された建物の所有者」の皆様へ送付し、実施しております。既に、PCB特別措置法に基づき届出されている事業者の方におかれましても、ご面倒ですが本調査にご協力いただくようお願い申し上げます。

■ 同封した調査票に必要な事項をご記入の上、同封した返信用封筒 (切手不要) にて 平成30年12月21日 (金) までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

■ 本調査についての問合せ先

① 調査票記入方法、調査目的、調査対象の選定根拠等についての問い合わせ先
株式会社 HOPE (名古屋市委託業務)

特設電話: 052-201-2655

受付時間: 平日 9 時~17 時

受付期間: 平成 30 年 11 月 9 日 (金) まで

② 調査票記入方法、PCB に関する事項等についての問い合わせ先
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 (環境省委託業務)

特設電話: 0120-907-033 (全国共通ダイヤル)

受付時間: 平日 10 時~17 時

受付期間: 平成 30 年 11 月 9 日 (金) まで

※ ①②について、平成 30 年 11 月 9 日 (金) より後は

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

電話: 052-972-2392 にお問い合わせください。

■ 使用中の照明設備についての留意事項

● 接触等により感電の恐れがありますので、調査にあたっては、照明設備を管理している電気工事業者に、ビル管理法の対象のビルではメンテナンス会社に、ご相談・確認ください。

● 建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合は、それをもとに調査票にご記入ください。